

「ゆざわ生活応援券事業」取扱加盟店実施要項

◆概要

この事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化していることから、全市民に「ゆざわ生活応援券」を配布することにより地域内消費の下支えによる市民生活の支援及び市内事業者の売上向上を目的とする。なお、商品券の発行は湯沢市で行い、商品券を取り扱う加盟店（以下：加盟店）の募集・換金に係る業務等は、湯沢商工会議所並びにゆざわ小町商工会で組織する「湯沢市商品券事業協議会」が湯沢市から委託されて行うものである。

名 称	ゆざわ生活応援券
発行総額	4億6,560万円
商品券の仕様	【全店共通商品券】12,000円分（1,000円×12枚綴）
配布対象者	令和8年3月1日現在、湯沢市の住民基本台帳に登録されている方 ※7月31日までに出生し、市に住民登録をする子についても対象
使用期間	令和8年3月23日（月）から8月31日（月）まで
換 金	手数料は無料。 加盟店への換金は毎月2回とし、当協議会が定めた日に加盟店が指定する口座へ振り込むものとする。 （休日または休業日にあたる場合は、翌営業日） なお、 <u>換金申込み最終期限は、令和8年9月10日（木）</u> とする。

（加盟店資格） 加盟店は、湯沢市内に事業所または店舗を有するもので、次の事業者以外とする。

- a 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者。
- b 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者。

（加盟店責務） 加盟店は、商品券利用者の利便性や本事業の目的を考慮し、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- （1）利用者が商品券で物品を購入し、またサービスの提供を受けようとする場合には、券面記載額を現金同様に取り扱うものとする。ただし、額面未滿の利用については釣銭を支払わないこととする。
- （2）加盟店であることを明示するため、当協議会で配布する店舗表示用ステッカー（特定事業者登録証明書）を常に見やすい場所に提示すること。

- (3) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる商品券や、再流通等の不正使用が明らかな商品券の受け取りは拒否し、速やかに当協議会に通報すること。
- (4) 商品券の換金には応じないこと。
- (5) 商品券を受領した場合は、その時点において商品券の裏面に事業所名を記名（ゴム印可）し、商品券の再流通を防ぐものとする。
- (6) 本商品券の対象外商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識するよう明示すること。
- (7) その他、明らかに本事業の目的に反すると思われる行為が発生した場合は、速やかに当協議会に通報すること。

(加盟店登録) 加盟店登録を希望する事業所は、別に定める「利用店舗登録申込書」及び「利用店舗同意書」に必要事項を記入し、当協議会まで申し込む。

(加盟店脱退) 加盟店を脱退する場合は、別に定める「登録加盟店脱退申出書」に必要事項を記載し、当協議会に届け出るものとする。その場合、配布された店頭掲示用のステッカーを返還するものとする。

(取り扱い上の留意点) 商品券は交付された本人またはその代理人若しくは使用者に限り使用することができるものとする。ただし、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ

※利用対象外の例

- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・水道料金等）
- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換または売買

(その他) 本要項に定めのない事項については、協議会が別に定めるものとする。